

し まも
知ろう! 守ろう! こどもの



かしょう ぶんきょうく けんり
(仮称)文京区こどもの権利に
かん じょうれい そあん
関する条例(素案)を

つくりました!



じょうれい 条例をつくる もくてき 目的

1

- ぶんきょうく (仮称) 文京区こどもの権利に関する条例を令和8年3月に制定する予定です。
- 条例の制定に向けて、素案を作成しました。



じょうれい 条例ってなに？

- じょうれい ちほうじちたい 条例とは、地方自治体がつくるまちのルールです。
「(仮称)文京区こどもの権利に関する条例」は、ぶんきょうく (仮称) 文京区こどもの権利に関する基本的なルールを定めるものです。



けんり 「こどもの権利」ってなに？

- 「こどものけんり」は、すべてのこどもたちが生まれたときから持っているもので、こどもたちがすこやかに、じぶんらしくそだつために必要なものです。



かんしょう ぶんきょうく なんで「(仮称)文京区こどもの権利に関する じょうれい 条例」をつくるの？

- ぶんきょうく (仮称) 文京区は、「児童の権利に関する条約」の考え方に基づき、こどものけんりについて、こどももおとなもみんながただしく知って、いっしょにまもっていくまちの実現を目指して、この条例をつくれます。
- ぶんきょうく (仮称) 文京区は条例をつかって、こどものけんりを守るためのとりくみをすすめていきます！



これまでの とりくみ 取組

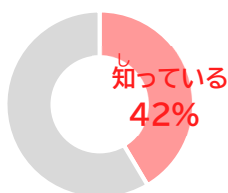
ちょうさ アンケート調査を かいじっし 2回実施しました!

2

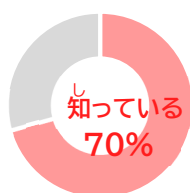
- ぶんきょうく す ひと まな ひと はたら ひと けんり かん いし まちようさ かいとう
文京区に住む人、学ぶ人、働く人に、「こどもの権利に関する意識調査」に回答していただきました。

Q 「こどもの権利」を知っていますか?

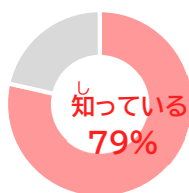
しょうがく ねんせい
小学1～3年生



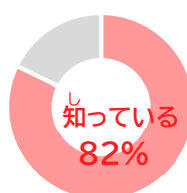
しょうがく ねんせい
小学4～6年生



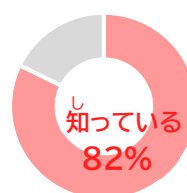
ちゅうがくせい
中学生



こうこうせい そうとう
高校生相当



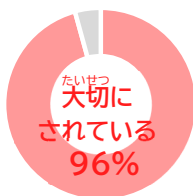
おとな
大人



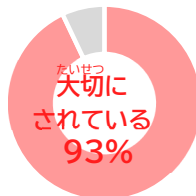
※小学4～6年生以上の層の「知っている」は「内容まで知っている」と「言葉だけでは知っている」の合計です。

Q あなたの「こどもの権利」は大切にされていると思いますか?

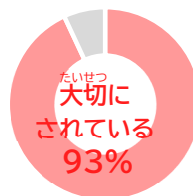
しょうがく ねんせい
小学1～3年生



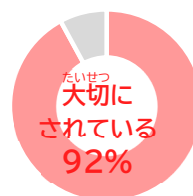
しょうがく ねんせい
小学4～6年生



ちゅうがくせい
中学生



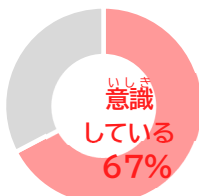
こうこうせい そうとう
高校生相当



※「大切にされている」は「大切にされている」と「たまに大切にされている」の合計です。

Q こどもと関わるときに、「こどもの権利」をどのくらい意識していますか?

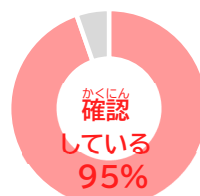
おとな
大人



※「意識している」は「意識している」と「たまに意識している」の合計です。

Q こどものことを決めるときにこどもの気持ちや意見をどのくらい確認していますか?

おとな
大人



※「確認している」は「確認している」と「たまに確認している」の合計です。

もっとアンケート調査のことを
知りたい人は、ホームページ
を見てください!



ひと たくさんの人の いけん き 意見を聴いてきました!

- 条例の制定に向けて、こども本人に直接意見を聴きに行ったり、「こどもの権利」について、みなさんに知ってもらえるよう、イベントに参加しました。

じどうかん 児童館

千石西児童館、本駒込南児童館に行って、小学生とこどもの権利がテーマのすごろくで遊んだ後、みんなで話し合いました。



こそだ しおみ 子育てひろば汐見

子育てひろば汐見に行って、就学前のこどもから意見を聴きました。



とくべつし えんがつきゅうどう 特別支援学級等

礪川小学校と第一中学校の特別支援学級、放課後等デイサービスロードに行って、通っているこどもから意見を聴きました。



ふみ みやこ げっかんとう けいはつかつどう 文の京こども月間等での啓発活動

シールアンケートやインタビューでイベントに参加した人から意見を聴きました。

▼ こそだ 子育てフェスティバル



▼ ほんごうひゃくかてんまつ 本郷百貨店祭り



▼ ふみ みやこ 文の京こどもまつり



▼ じどうぎゃくたいぼうしすいしんげっかん さとみやげっかん 児童虐待防止推進月間・里親月間



区では、毎年9月から11月までを「文の京こども月間」とし、重点的にこどもの権利の普及啓発に取り組んでいます。



もっとこれまでの取組の
し ひと
ことを知りたい人はホーム
み
ページを見てください!



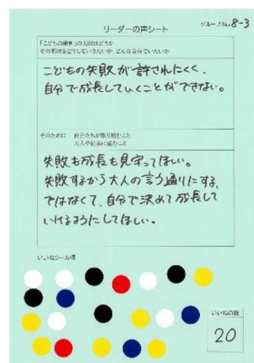
くない ちゅうこうせい 区内の中高生が

じょうれい ぜんぶん 条例の前文をつくりました！

- 条例の前文のうち、「こどもからの声」のパートは、区内中高生から募集した「こどもの権利推進リーダー」がつくりました。
- 令和7年1月から10月にかけて、7回の「こどもの権利推進リーダー会議」を開催し、各回平均で40人以上のこどもたちが参加し、活発な話し合いを重ねました。
- 作成した前文案については、8月20日に区議会議員との意見交換会を開催し、ご意見をいただきました。

リーダー会議のあゆみ

- 第1回 東洋大学 森田明美名誉教授の特別講演
- 第2回 ①モヤっと体験 ②意見を言った聞かれた経験
- 第3回 ①こどもの最善の利益 ②条例のしくみ
- 第4回～第6回 条例前文の検討
- 第7回 ①差別の禁止 ②リーダーとしての決意表明



かいぎ ようす 会議の様子

はこちら



ビー ラ ボ ぶんきょうせいしょうねん b-lab (文京区青少年プラザ)

中高生が利用するb-labに行って、クイズサークルがつくったこどもの権利に関するクイズで遊んだ後、みんなで話し合いました。



ちゅうがくせい れんらくかい 中学生サミット連絡会

「中学生サミット連絡会」とは、文京区青少年委員会が主催となり、文京区立中学校の生徒会役員が集まり、テーマにそって意見交換を行う会です。令和7年度は、こどもの権利について話し合ったことを発表しました。



「(仮称)文京区こどもの権利に関する条例」前文（案）

こどもからの^{こえ}声

- わたしたちは、「こどもの^{けんり}権利」を持っています。
- 「こどもの^{けんり}権利」について、^{おとな}大人にもこどもにも、^{すべ}全ての^{ひと}の人に知ってほしいです。
^{がっこう}学校や^{ちいき}地域など^{みぢか}身近な^{ばしょ}場所で「こどもの^{けんり}権利」について^し知り、^{まな}学ぶ^{きかい}機会をつくってほしいです。
 わたしたちも、「こどもの^{けんり}権利」について^{じぶん}自分^{じしん}自身の^{かんが}考えをもち、^{みぢか}身近な^{ひと}人から^{こえ}声をかけて^{ひろ}広めていきま
 す。
- こどもの^{いけん}意見を^{ひてい}はじめから^う否定することなく、^としっかりと^{そんちょう}受け止めて、^な尊重し、こどもにとって^{いちばん}何が一番よい
^{だいいち}かを^{かんが}第一に^{かんが}考えてほしいです。
^{おとな}大人の^{いけん}意見については、こどもが^{りかい}理解して^{なっとく}納得できるように^{りゆう}理由を^{せつめい}しっかりと^{せつめい}説明してほしいです。
^{みづか}こども^{かんが}自らが^{じぶん}考えて^き自分のことを^{おとな}決めて^{こえ}いきたいので、^き大人は、こどもの^{こえ}声を^{みまも}聴いて、^{みつよう}見守り、^{ひつよう}必要な
^{てだす}手助けをしてほしいです。
^{おとな}大人とこどもが^{おな}同じ^{たちば}立場で^{たいとう}対等に^{はな}話し^あ合える^ば場、^{あんしん}安心して^{いけん}意見を^い言える^ば場をつくってほしいです。
- まわりの^{ひと}人と^{くら}比べられたり、「こどもは^きこうあるべき」と^き決めつけられることがあります。
^{じぶん}自分の^{かのうせい}可能性を^{しん}信じられる^{じぶん}自分であるために、^{こせい}個性を^{ひとり}もった^{ひと}一人の^む人として^あ向き合^あって、^{ゆめ}夢や^{がんぱ}頑張り
^{そんちょう}たいことを^{おうえん}尊重し、^{せいちょう}応援して、^{みまも}成長を^{みまも}見守ってほしいです。
- わたしたちは、^{しっぱい}失敗を^{みと}認めてもらい、^{ちょうせん}たくさん^{ちょうせん}挑戦していきたいです。
^{ちょうせん}挑戦や^{しっぱい}失敗を^{みまも}見守り、^う受け^い入れて、^{おうえん}応援してほしいです。
^{じぶん}自分の^{みらい}未来を^{じぶん}自分で^き決めて^{せいちょう}成長を^{つづ}続けられる^{かんきよう}環境を^{ていきよう}提供してほしいです。
- 「こどもの^{けんり}権利」が^{まも}守られていないと^{かん}感じたときに、^{ひみつ}秘密が^{まも}守られ^{あんしん}安心して^{そうだん}相談できる^{ばしょ}場所が^{みぢか}身近にほ
 しいです。
^{けんり}「こどもの^{けんり}権利」を^{しゅちよう}主張できて、^{しんらい}信頼できる^{ひと}人に^{たす}助けて^{ばしょ}もらえる^{ようい}場所を用意してほしいです。

りねん 理念

こどもの権利は、次に定める 4つの考え方を基本理念として、 保障されなければなりません。

1

すべてのこどもは、人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、
経済状況等どんな理由でも
差別されません。



2

すべてのこどもは、命が守られ、持って生まれた能力を
十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への
支援等を受けることが保障されます。



3

すべてのこどもは、自分に関係のある事柄について自由
に意見を表すことができ、こどもの意見は、こどもの
年齢や成長の程度に応じて、十分に尊重されます。



4

こどもに関することが決められ、行われるときは、
そのこどもにとって最も善いことは何かを第一に
考えます。



こどもの けんり 権利

7

かてい ちいき
こどもは、家庭や地域などの
ばめん
あらゆる場面において、
とく つぎ けんり ほしょう
特に次の権利が保障されます。

あんしん い す けんり 安心して生きる、過ごすための権利

- ① いのち まも およ そんちょう
命が守られ、及び尊重されること
- ② けんこうてき せいかつ ひつよう いりよう ぎょうせい とう
健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を
う
受けられること
- ③ あんぜん あんしん す
安全・安心に過ごせること
- ④ かぞく たいせつ ひと いっしょ す
家族や大切な人と一緒に過ごせること



せいちょう かのうせい かん けんり 成長と可能性に関する権利

- ⑤ あそ まな およ やす
遊び、学び及び休めること
- ⑥ さまざま ぶんか げいじゆつ とう ふ
様々な文化、芸術、スポーツ等に触れ、
およ した
及び親しめること
- ⑦ く かえ ちょうせん
繰り返し挑戦できること
- ⑧ てきせつ ほいく きょういく せいかつ しえんとう う も う
適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持って生まれた
のうりよく じゅうぶんの の そだ
能力を十分に伸ばして育つことができること
- ⑨ こせい みと じぶん かのうせい たいせつ
個性が認められ、自分の可能性が大切にされること



必要な支援を受け、守られる権利

- 10 悩んでいること、困っていること等を相談できること
- 11 こどもであることを理由に不当な扱いを受けないこと
- 12 身体的又は精神的な暴力、搾取、有害な労働等から守られること
- 13 人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済状況等を理由としたあらゆる差別や虐待、いじめ等を受けずに安心して生きていくことができること
- 14 こどもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること



意見等の表明と仲間づくりに関する権利

- 15 自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されること
- 16 仲間をつくり、集まれること



やくわり 役割

きょうりよく
みんなで協力して、
けんり まも
こどもの権利を守っていきます！



く
区

こどものけんり まも
を守るために、ほごしゃ しえん
し、ちいき ひと きょうりよく
と協力していろいろな
とりくみ
取組をすすめます。



ほごしゃ
保護者

かてい せいちょう たいせつ ばしょ
家庭がこどもの成長に大切な場所である
ことをりかい 理解して、く そだ まな しせつとう
の協力・支援を受けながらこどものけんり
まも
を守ります。



こども※



くみんとう※
区民等

ちいきしゃかい せいちょう じゅうよう やくわり
地域社会がこどもの成長に重要な役割
を持っていることをりかい 理解して、ちいきしゃかい
ぜんたい
全体でこどもを見まも しえん
守り、支援します。



そだ まな しせつ※
育ち学ぶ施設

そだ まな しせつ せいちょう じゅうよう
育ち学ぶ施設がこどもの成長に重要な
やくわり
役割をもっていることをりかい 理解して、ほごしゃ
ちいきとう きょうりよく
や地域等と協力していきます。

※こども:18歳未満の文京区に住む人、学ぶ人、働く人など

※区民等:文京区に住む人、学ぶ人、働く人や区内で活動する事業者、団体

※育ち学ぶ施設:保育所、幼稚園、学校などのこどもが利用する施設

いけん 意見 ひょうめい 表明

こどもがいけんを い 言いやすくするためには

- こどもが自分の意見を言えることは、大切なこどもの権利の1つです。
社会や大人は次のことに取り組む必要があります。

1 こどもが自分の意見を言える機会をつくること

2 こどもの意見を様々な場面で反映すること

3 こどもが意見を言うことの大切さを学び、必要な情報を得られる機会をつくること

4 意見の伝え方には様々な方法があることを踏まえ、こどもの意思をくみ取ること



とりくみ 取組

け ん り まも
こどもの権利を守るために、
つぎ と く
次のことに取り組みます。

あんぜん あんしん
こどもが安全・安心に
す 過 すごすことができる環境づくり



▲ 子育てひろば

い ば し ょ
こどもの居場所づくり



▲ b-lab

そだ まな かんきょう
育ちと学びの環境づくり



▲ ほいくえん 保育園

あんしん そうだん
安心して相談できる
かんきょう 環境づくり



ぎゃくたい たいばつ とう
虐待、体罰、いじめ等の
けんりしんがい ぼうし
権利侵害の防止



▲ ぶんきょうくじどうそうだんじょ
文京区児童相談所

ひんこん ぼうし
貧困の防止



こどもの権利擁護の取組

けんり しんがい てきせつ すみ すく こま そうだん
こどもの権利の侵害から適切かつ速やかにこどもを救うため、困ったときに相談できるホットラインを
ぶんきょうく けんりようごいいん そうだん
つくりまします。ホットラインでは、「文京区こどもの権利擁護委員」に相談することができます。

ぶんきょうく けんりようごいいん やくわり 文京区こどもの権利擁護委員の役割

- ① こどもや関係者からの相談に応じ、必要な助言、支援をします。
- ② こどもの権利の保障についての必要な調査・調整をします。
- ③ こどもの権利の侵害からの救済のため関係者に要請します。
- ④ こどもの権利の侵害を防ぎ、こどもの権利を保障するために意見を表明します。
- ⑤ こどもの権利の理解を広めるとともに、関係者との協力を推進します。



いけん 意見 ばしゅう 募集

いけん かんそう
みなさんの意見、感想を
よ
お寄せください!



じょうれいそ あん く ぎょうせいじょうほう
条例素案は、区ホームページ、行政情報センター(シビックセンター
かい ち い き かつどう およ としょかん らん
2階)、地域活動センター及び図書館でご覧いただけます。

ていしゅつぎげん れいわ ねん がつ にち もく ひつちやく
提出期限 令和7年11月20日(木)必着

ていしゅつほうほう く ほうとくしゅうごう けいさい でんし く
提出方法 区報特集号に掲載したはがき、電子メール(区ホームページからアク
セス可)、FAX又は子育て支援課への持参などでご提出ください。

ようしき と かなら じゅうしょ なまえ か
様式は問いませんが、必ず住所とお名前を書いてください。

※いただいたご意見等に対する個別の回答は 行いませんが、整理した上で、個人情報
を除き、区ホームページ等で公表します。

ていしゅつさき ぶんきょうく こ かていぶ こそだ しえん か
提出先 文京区 子ども家庭部 子育て支援課

ぶんきょうくかすが かい
〒112-8555 文京区春日1-16-21 シビックセンター5階

ファックス
☎ 03-5803-1256 FAX 03-5803-1345

ぶんきょうく
文京区
ホームページ



てんじがたせつめいかい かいさい パネル展示型説明会を開催します!

パネルの内容について質問がありましたら、担当者
が個別に説明します。どなたでも自由にご覧いただ
けますので、どうぞお立ち寄りください。

にちじ 日時	11/6(木)10:00~16:00
	11/9(日)10:00~16:00
ばしょ 場所	シビックセンター 1階 アートサロン